

マイナンバー制度の

安心・安全の仕組み



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

制度全般について 政策課 ☎63・6303
個人情報保護について 総務課 ☎63・6302

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）では、さまざまな個人情報を取扱います。マイナンバーは個人の複数の情報を結びつけることができるため、利便性が高まる反面、漏えいや不正利用があった場合の影響も大きくなります。そのため、マイナンバーを含む個人情報「特定個人情報」は厳重に管理されるように、次のような仕組みが整えられています。

◆制度面での保護の仕組み

- ・法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- ・マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認が義務付けられています。
- ・マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という国の第三者機関が監視・監督します。

・国や地方公共団体に、特定個人情報保護評価（*）が義務付けられています。

・特定個人情報の不正利用などに対する罰則が強化されています。

*特定個人情報保護評価とは：

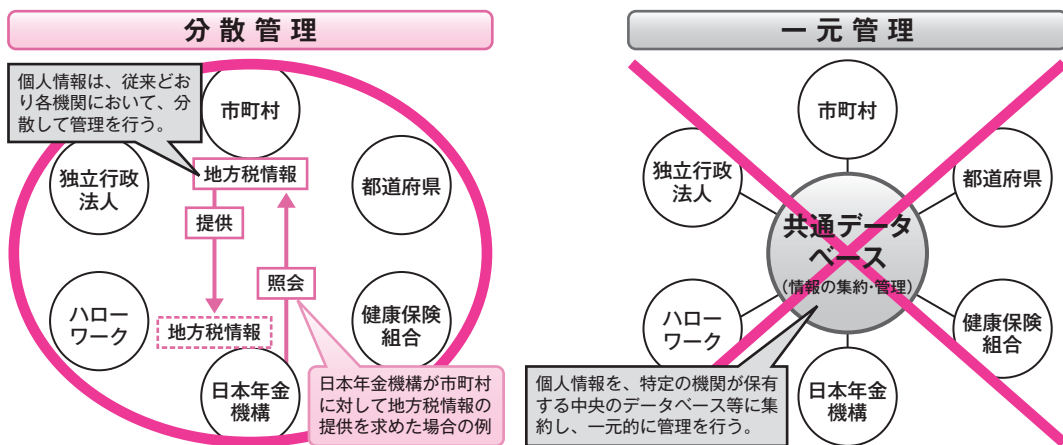
特定個人情報の情報漏えいなどのリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するものです。個人のプライバシーなどの権利利益の侵害の未然防止を図ります。

本市でも、評価を実施し、特定個人情報保護評価書をマイナンバー保護評価システムで公表しています。

保護評価システムのアドレス
<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>

◆システム面での保護の仕組み

・個人情報は一元管理せずに各機関が分散管理し、必要な時だけ通信するので、芋づる式に情報漏えいすることを防ぎます。



・マイナンバーはそのまま利用せず、符号に変換して通信します。

・アクセス制御により、特定個人情報へアクセスできる人が制限・管理され、いつ、だれが、なぜ情報を使ったのか記録されます。記録された内容は、平成29年1月稼働予定の「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」にてご自身で確認できるようになります。

・通信情報は暗号化されます。

マイナンバー制度についてのお問い合わせ

総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178

平日 9時30分～22時

土日・祝日 9時30分～17時30分

*12月29日（火）～平成28年1月3日（日）を除く。

*音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。